

令和元年度

京都府商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務担当	(075-414-4818)
	経理担当	(075-414-4817)
	企画・地域戦略担当	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援担当	(075-414-4826)
	商業支援担当	(075-414-4826)

<中小企業応援センター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-366-4357)

<商店街創生センター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-342-0303)

ものづくり振興課	中小企業育成担当	(075-414-5103)
	創業・地域産業戦略担当	(075-414-4852)
	特区・イノベーション推進担当	(075-414-4849)

染織・工芸課	染織担当	(075-414-4856)
	工芸担当	(075-414-4856)
	次世代職人育成担当	(075-414-4869)

産業立地課	調整担当	(075-414-4848)
	産業立地担当	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済担当	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援担当	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興担当	(0773-75-1317)

<京都海外ビジネスセンター>(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)
(075-366-4364)

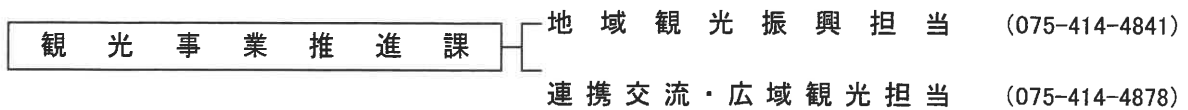
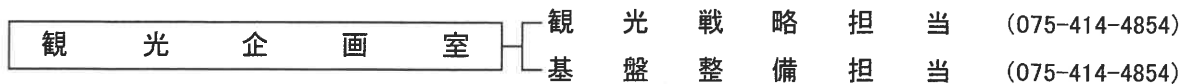
文化学術研究都市推進課	計画推進担当	(075-414-5194)
	景観・整備担当	(075-414-5196)

人材確保推進室	人材確保推進担当	(075-682-8912)
	障害者雇用推進担当	(075-682-8918)

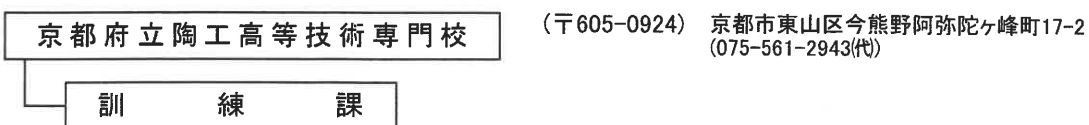
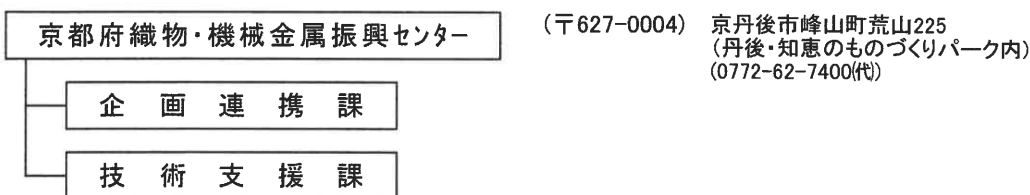
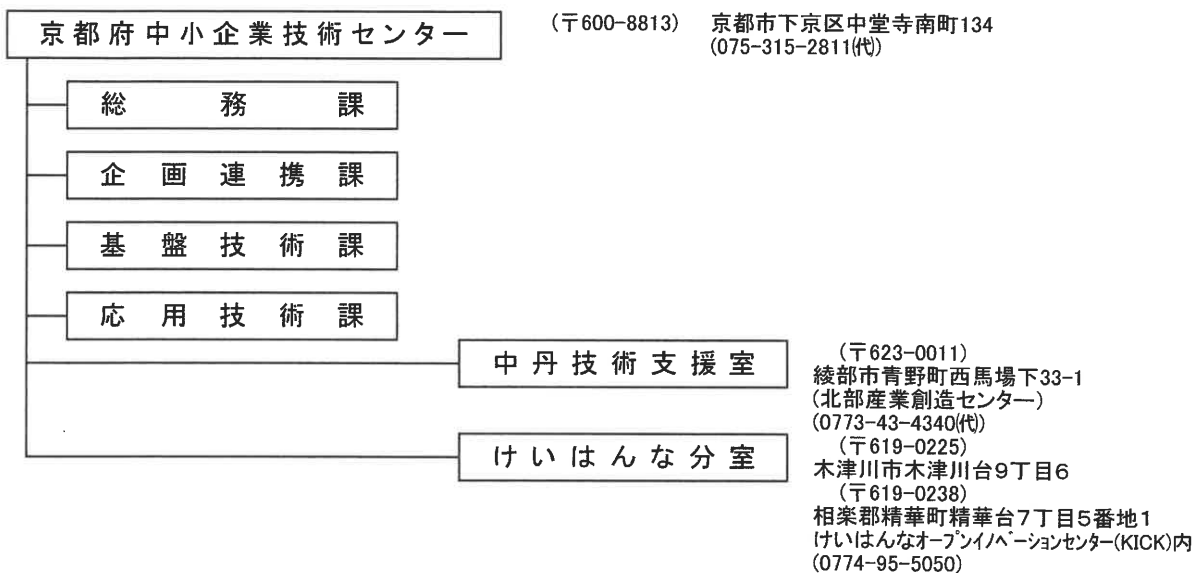
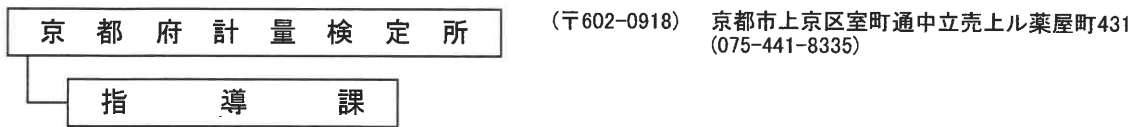
(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)
(北京都ジョブパーク)(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) 0773-22-3857

人材確保・労働政策課	人材確保企画担当	(075-414-5085)
	労働企画担当	(075-414-5088)

人材開発推進課	人材開発企画担当	(075-414-4872)
	職業訓練推進担当	(075-414-5102)



<地域機関>



京都府立福知山高等技術専門校

(〒620-0813) 福知山市南平野町90
(0773-27-6212(代))

- 訓練企画課
- 施設内訓練課
- 障害者訓練課

京都府立京都障害者高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3
(075-642-1510(代))

- 訓練第一課
- 訓練第二課
- (分校)
- 京都府立城陽障害者高等技術専門校

(〒610-0113) 城陽市中芦原59
(0774-54-3600(代))

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局

(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階

- 港湾企画課
- 港湾施設課

- 調整担当 (0773-75-0192)
- 計画担当 (0773-75-0192)
- 管理担当 (0773-75-1174)
- 建設担当 (0773-75-1174)

<行政委員会>

労働委員会

(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町
104-2 京都府庁西別館内

- 事務局
- 総務調整課
- 審査課

- 総務担当 (075-414-5732)
- 調整担当 (075-414-5733)
- 審査担当 (075-414-5735)

<その他>

観光戦略総合推進本部

本部会議

- 本部長 知事
- 副本部長 山下副知事、舟本副知事
- コアメンバー 企画調整理事、文化スポーツ部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長、教育庁教育次長
- 支援メンバー 知事室長、危機管理部長、総務部長、政策企画部長、府民環境部長、健康福祉部長
- 地域メンバー 各振興局長
- (事務局長) (観光政策監)

もうひとつの京都プロジェクトチーム

- リーダー: 舟本副知事
- 事務局長: 企画調整理事
- 構成員: 関係部局副部長
- 事務局: 企画参事

幹事会議

- 幹事長: 観光政策監
- 幹事: 関係課長
- 事務局: 観光企画室

子育て環境日本一推進本部

本 部 会 議

本 部 長 知事

副 本 部 長 山内副知事

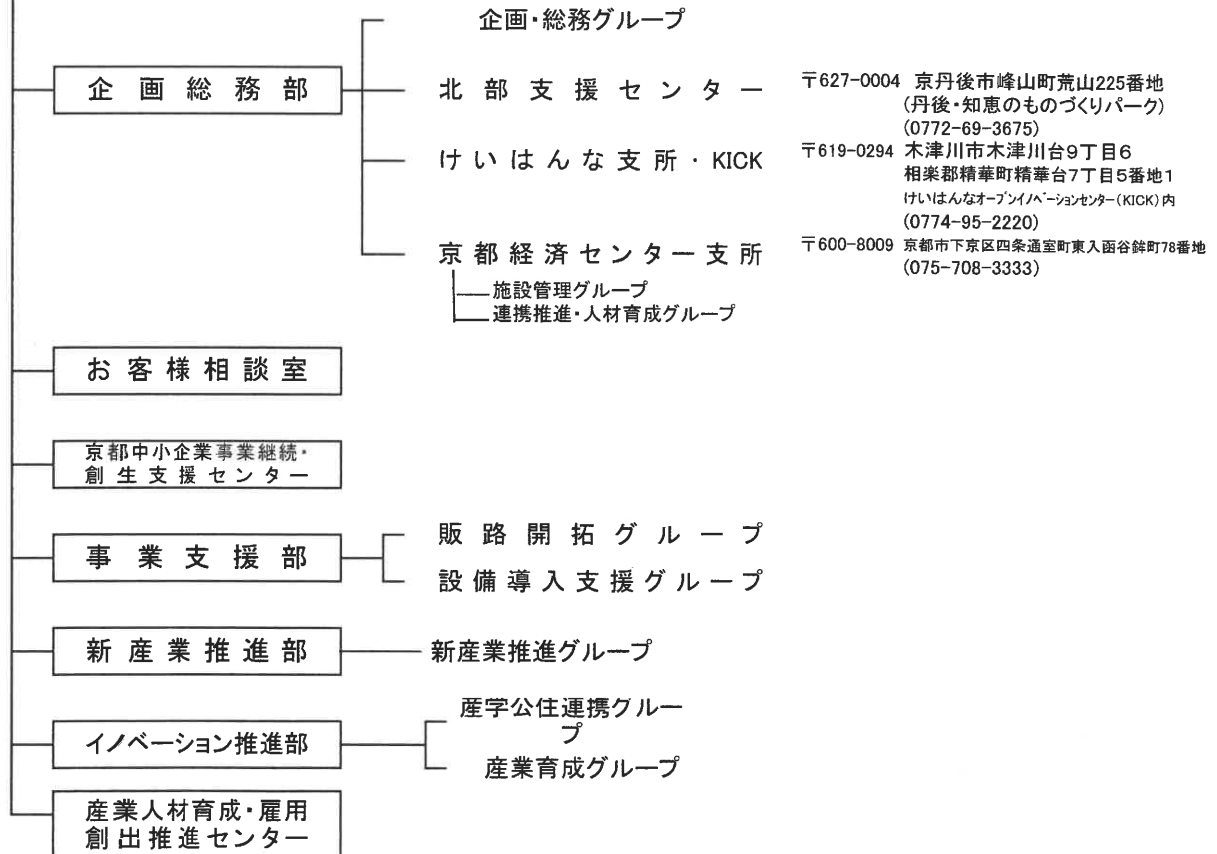
本 部 員 各振興局長、総務部長、府民環境部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、建設交通部長、教育長、警察本部長

幹 事 会 議

幹事長:健康福祉副部長
 幹事:関係課長、各広域振興局企画総務部長、各保健所長、
 事務局:こども・青少年総合対策室

公益財団法人京都産業21

(〒600-8813) 京都市下京区中堂寺南町134京都リサーチパーク
 (京都府産業支援センター)
 (075-315-9234)



2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《人材確保推進室》

- (1) 人材確保及び就業支援施策の推進に関する事。
- (2) 中小企業労働対策に関する事。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関する事。
- (4) その他雇用に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

《観光企画室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関する事。
- (3) 旅行業に関する事。
- (4) 観光統計に関する事。
- (5) その他観光に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 産業別振興の企画に関する事。
- (3) 企業の基盤整備に関する事。
- (4) 地域資源の活用に関する事。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関する事。
- (6) 部内の人事及び組織に関する事。
- (7) 部に属する予算の経理に関する事。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属さない事。

《中小企業総合支援課》

- (1) 商工業の金融に関する事。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関する事。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関する事。
- (4) 貸金業に関する事。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関する事。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関する事。

《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く。)の振興及び支援に関する事。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関する事。
- (3) 創業及びベンチャーの支援に関する事。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関する事。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関する事。
- (6) 北中部地域の産業振興に関する事。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関する事。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関する事。
- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関する事。
- (2) 工芸の振興及び支援に関する事。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関する事。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関する事。
- (3) 府営工業団地等に関する事。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関すること。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること。
- (3) 外国企業誘致の促進に関すること。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関すること。
- (5) その他貿易に関すること。

《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関すること。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関すること。
- (3) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関すること。
- (4) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

《人材確保・労働政策課》

- (1) 人材確保及び労働政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関すること。
- (6) その他人材確保及び労働に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《人材開発推進課》

- (1) 人材開発及び人材育成政策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 職業能力開発及び職業訓練に関すること。
- (3) 技能検定に関すること。
- (4) 職業訓練指導員の免許に関すること。
- (5) 高等技術専門校に関すること。

《観光事業推進課》

- (1) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (2) 広域観光及びMICEの振興に関すること。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関すること。
- (3) 港湾統計調査員に関すること。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労働者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関する事。
- (2) 指定定期検査機関に関する事。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関する事。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関する事。
- (5) 指定製造事業者に関する事。
- (6) 基準器検査に関する事。
- (7) 計量証明の事業に関する事。
- (8) 指定計量証明検査機関に関する事。
- (9) 適正計量管理事業所に関する事。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関する事。
- (11) 計量の普及推進に関する事。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関する事。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関する事。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関する事。
- (3) 産学公連携推進に関する事。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関する事。
- (5) 機械設計・加工、材料・機能評価、化学・環境、電気・電子、情報、食品・バイオ及び表面・微細加工の試験、分析、測定、検査、技術相談、技術支援、研究、開発及び普及に関する事。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関する事。
- (7) その他産業の振興発展に関する事。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関する事。
- (2) 意匠の改善及び試作に関する事。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関する事。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関する事。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関する事。

《京都府立高等技術専門校》（京都・陶工・福知山）

- (1) 普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

《京都府立障害者高等技術専門校》（京都・城陽（分校））

- (1) 障害者の普通職業訓練に関する事。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う障害者の職業訓練の援助に関する事。
- (3) その他障害者の職業能力開発に係る必要な業務に関する事。

【行政委員会】

《労働委員会事務局》

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関する事。
- (3) 労働争議の実情調査に関する事。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関する事。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関する事。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関する事。
- (7) 労働組合の資格審査に関する事。

II-1 令和元年度 京都府予算の概要

本年秋に策定予定の新総合計画を見据え、新しい京都の未来に向けた予算を編成。

待ったなしの課題である少子化・人口減少に手を打つ「子育て環境日本一」への挑戦、文化庁の移転、スタジアム・経済センターの完成などを見据えた文化・スポーツ・観光振興や産業政策の新展開、昨年の災害の教訓を踏まえた防災・減災対策や健康・長寿社会づくりなど安心・安全の向上、そしてこれらの基盤となるまちづくりに、連携を重視して重点的に取り組む。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施や消費税率引き上げへの対応など、国の補正予算も十分活用しながら14ヶ月予算として編成。

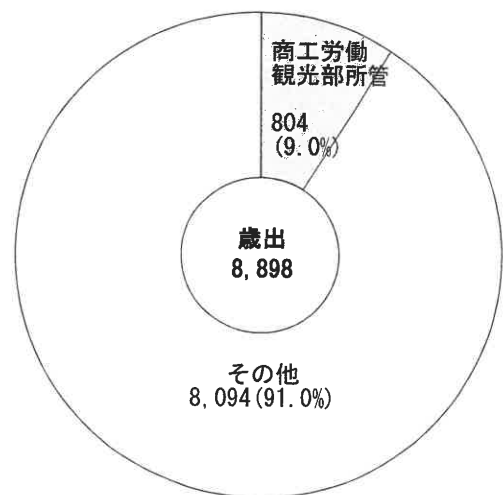
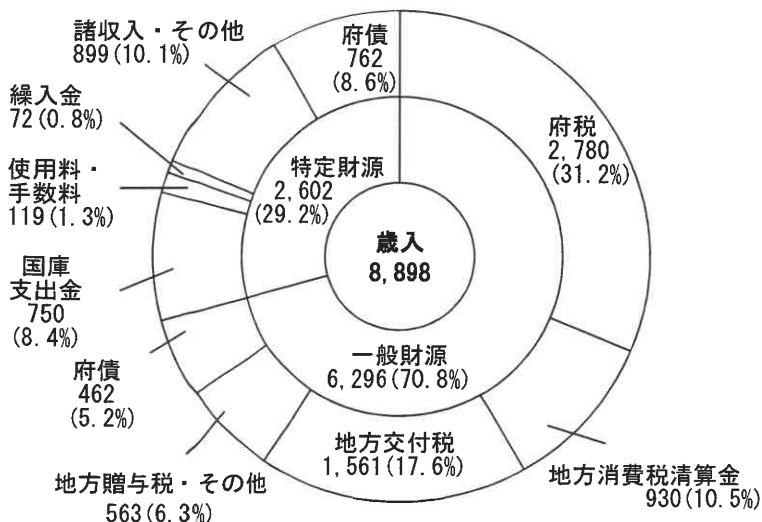
◆新しい京都の未来への挑戦予算

- 子育て環境日本一への挑戦
- 京都力を活かした文化・スポーツ・観光振興
- 京の産業の新展開
- 暮らしの安心・安全の向上
- 未来を拓くまちづくり

【令和元年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和元年度予算	(参考) 平成30年度6月補正後予算
京都府	一般会計	8,897億8,700万円	8,808億7,800万円
	特別会計	5,486億6,700万円	5,616億 600万円
	公営企業会計	436億8,900万円	148億2,800万円
うち 商工労働観光部	一般会計	803億6,300万円	800億9,700万円
	特別会計	28億7,900万円	53億4,000万円

【令和元年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



II-2 令和元年度の商工労働観光部重点施策概要

重点施策1（京の産業の新展開）

○京都経済センターを核とした京都経済百年の計

◆次世代人材育成・産業創造事業費〈新規〉121百万円

【趣旨】

京都経済センターを核として、オール京都体制により「スタートアップ支援の強化」、「中小企業へのワンストップサポート」及び「人材育成のレベルアップ」を実施

【主な事業内容】

(1) スタートアップ支援の強化

京都経済センター内オープンイノベーションカフェを活用し、様々な分野の方が交流、連携するイベントを連日開催

(2) 中小企業へのワンストップサポート

京都経済センターに「中小企業応援センター」を設置し、中小企業の状況に応じたワンストップサポートを伴走支援で実施

(3) 人材育成のレベルアップ

府内の人材育成メニューを体系化し、新卒者から経営者までシームレスな研修を実施するとともに、中小企業大学校と連携した高度人材の育成を実施

◆商店街創生センター総合支援事業費〈一部新規〉100百万円

【主な事業内容】

商店街創生センターが府内各商店街を訪問し、商店街の特性に応じた支援を京都経済センターに集積する関係団体と一体となって実施することで、地域と連携したまちづくりを支援

◆「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費〈継続〉67百万円

【主な事業内容】

ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを推進

◆中小企業事業継続・承継支援強化事業費〈継続〉40百万円

【主な事業内容】

「京都中小企業事業継続・創生支援センター」が中小企業応援隊や金融機関等と連携して、多様な承継パターンへの相談対応や専門家派遣等を実施

◆AI・IoT活用型ソリューション推進事業費〈新規〉5百万円

【主な事業内容】

産学公連携による「京都府AI・IoT活用推進会議」を設置し、関係機関と連携した、AI等による政策課題の解決や最先端ベンチャーの育成などを実施

◆人が輝く京都企業づくり推進事業費〈新規〉181百万円

【主な事業内容】

「京都中小企業人材確保・多様な働き方推進センター」を設置し、府内企業の人材確保に向けたコンサルティング機能の強化や企業の採用力の向上を支援

◆未来を担う中小企業人材確保事業費〈一部新規〉127百万円

【主な事業内容】

首都圏在住者向けにUIJターン支援窓口を設置し、首都圏から府内企業へ就職・移住した者に支援金を給付

◆消費税対応中小企業あんしん経営事業費〈新規〉4,047百万円

【趣旨】

令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げに備え、①金融対策、②経営改善支援、③地域消費喚起対策を実施

【主な事業内容】

(1) 消費税率引上げ対応金融支援

売上減少・原材料費高騰等により経営状況が悪化した企業に対する融資メニューの創設

(2) 中小企業消費税率引上げ対策支援事業

消費税率引上げに伴う価格表示変更、固定経費の軽減や経営改善等の取組を支援

(3) 地域消費拡大事業

地域の商店街や商工会・商工会議所等が行う「プレミアム商品券」の発行に対する支援

重点施策2（京都力を活かした文化・スポーツ・観光振興）

○文化首都・京都の未来づくり

◆国際アート市場形成事業費〈一部新規〉139百万円

【趣旨】

日本のアート、クラフトなどものづくりのメッカである京都の特徴を活かし、ICOM参加者や訪日外国人観光客等もターゲットとして、国際的なアート&クラフトイベントの開催を通して、新たな市場開拓や世界市場に向けたPRを実施

【主な事業内容】

2019年秋に開催予定のICOM（国際博物館会議）京都大会に合わせて、国内外のバイヤーやデザイナーが集まる「KYOTO KOUGEI WEEK」を開催し、伝統工芸関係の新商品開発支援や商談会、工房ツアー等を実施

○観光総合戦略に基づく府域活性化

◆「京都観光交流圏」形成・拡大事業費〈新規〉599百万円

【趣旨】

「京都府観光総合戦略」の着実な実現を図るため、地域観光コンテンツの充実とそれらを支える基盤整備を重点的に実施

【主な事業内容】

(1) 「文化観光」を切り口とした観光周遊の促進

①文化財活用支援事業

文化財の「保存」と「活用」の好循環を生み出し、にぎわいを創出するため、国宝等の保存修理現場の特別公開と府域のコンテンツを合わせた観光ツアーの開催

②ガストロノミーエリア創出事業

地域の料理人等が学び合う場（料理LABO）の形成支援や取組状況の発信

③大河ドラマ広域連携事業

ツーリズムEXPO大阪へのブース出展等の広域的なプロモーションの実施

(2) 観光周遊のための宿泊施設の整備

宿泊施設立地促進事業

ホテルやオーベルジュなど多様な宿泊施設の立地に対して助成

◆京都・かぐや姫観光事業費〈継続〉17百万円

【主な事業内容】

食や大河ドラマ放映をきっかけとした賑わい創出、魅力発信等により、「竹の

里・乙訓」のブランディングや周遊観光を促進

◆「京の七夕」・「京都・花灯路」連携府域周遊事業費〈新規〉10百万円

【主な事業内容】

認知度の高い「京の七夕」「京都・花灯路」と連携・連動した事業を府域で展開し、周遊観光を促進

◆ビッグデータ活用推進事業費〈新規〉1百万円

【主な事業内容】

データの利活用を促進するため、大学・研究機関、企業、観光連盟・DMO、行政等が参画する官民プラットフォームを構築し、産業活性化等を支援

「京都府観光総合戦略」（平成31年3月策定）【概要】

(1) 目的

本格的な人口減少時代の到来を見据えながら、観光客ひとり一人のニーズや満足度に着目しつつ、観光を入口とした地域活性化や京都産業全体の好循環、地域社会との共生を目指す。また、単に観光客を呼び込むための施策ではなく、ものづくりや農林水産業など、観光を幅広い産業の土台となる総合政策として位置づける。

(2) 取組方針

7つの取組方針と重点プログラムにおいて、広域連携による観光周遊の強化や文化資源の活用、観光を支える人材の確保・育成、多様な宿泊施設の立地促進などを進めることとしている。

①広域連携に関する取組

- ・「京都市+府域+近隣府県」を「京都観光交流圏」と位置づけ、行政単位を超えた地域の魅力創出・周遊強化のための取組を広域連携により推進 等

②「もうひとつの京都」構想の深度化と相互連携

- ・地域の歴史的資源等を活かした「もうひとつの京都」戦略拠点の整備と景観形成の推進 等

③観光を支える人材確保・育成

- ・大学と連携したセミナー等の実施による、観光関連企業の正規雇用拡大と従業員の人材確保・育成による経営基盤の強化 等

④「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展

- ・地域に残る豊富な有形・無形の文化財の公開と活用 等

⑤観光を入り口にした、MICEをはじめとする多様な交流による産業と地域の振興

- ・大学や民間企業と連携した国際MICE施設などの基盤整備や既存施設の活用促進

による、府域へのMICEの誘致促進 等

⑥観光を支える基盤づくり

- ・高級ホテル、オーベルジュ、古民家等歴史的資源を活用した宿泊施設、農家民宿など、ニーズと地域の状況に応じた多様な宿泊施設の整備 等

⑦マーケティングに基づく誘客活動

- ・観光関連ビッグデータや公的統計・各種民間調査等を総合的に調査・分析し、府内市町村や各DMO等と共有 等

(3) 主なKPI※指標

府域観光消費額 【現状(2017) 616億円 → 目標(2022) 1,000億円】

府域観光入込客数 【現状(2017) 3,324万人 → 目標(2022) 4,300万人】

※KPI: Key Performance Indicator の略。目標の達成度を評価するための主要業績評価指標

重点施策3 (子育て環境日本一への挑戦)

○若者や企業の意識・行動変革

◆子育てに優しい職場づくり事業費〈一部新規〉132百万円

【趣旨】

子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進

【主な事業内容】

(1) 子育てに優しい職場づくりを進める企業を増やし、社会全体の気運を醸成

- ・「子育て企業サポートチーム」が2.5万社を訪問し、支援制度や活用例の周知
- ・経済・労働者団体、労働局等と連携し、オール京都で企業の意識を変革
- ・子育てに優しい職場づくりの「行動宣言」を行い、実践する企業を社会に発信

(2) 多様な働き方推進事業費補助金を創設

- ・「時間単位の年休制度」の導入など多様な働き方を推進する就業規則改正のための専門家派遣に要する経費などへの補助
- ・複数の企業がグループ化して、人材確保に取り組む経費などへの補助

重点施策4（未来を拓くまちづくり）

◆京都舞鶴港日本海側拠点機能推進事業費〈継続〉306百万円

【趣旨】

京都舞鶴港において、国際コンテナ航路の拡充、国際フェリー航路の利用促進、外航クルーズ船の誘致のための事業を推進

【主な事業内容】

(1) コンテナ 20,000TEU 実現事業

既存航路の拡充や新規航路開拓のため、大口貨物の獲得等に向けた取組を推進

(2) 日韓露国際フェリー航路利用拡大事業

日韓露国際フェリーの直行航路化の実現に向け更なる集荷を促進

(3) 国際クルーズ誘致事業

日本海側諸港と連携した共同プロモーション活動の実施や地元が一体となった乗船客への「おもてなし」の提供。また、第2ふ頭における大型クルーズ船受入方法の検討

(4) 京都舞鶴港クルーズ誘致強化事業

クルーズ船誘致及び舞鶴からの乗船客を増やすためのプロモーションを実施

Ⅲ 商工労働観光行政施策（主要事項）

■ 商工業関係

- ① **次世代人材育成・産業創造事業費【新規】121,765千円（再掲）**
京都経済センターを核として、オール京都体制により、「スタートアップ支援の強化」、「中小企業へのワンストップサポート」及び「人材育成のレベルアップ」を実施
- ② **消費税対応中小企業あんしん経営事業費【新規】4,047,000千円（再掲）**
令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い影響を受ける中小企業の支援及び地域消費喚起対策の実施
- ③ **商店街創生センター総合支援事業費【一部新規】100,300千円（再掲）**
商店街創生センターが府内各商店街を訪問し、商店街の特性に応じた施策を京都経済センターに集積する関係団体と一体となって実施することで、地域と連携したまちづくりを支援
- ④ **中小企業金融支援費【一部新規】66,000,000千円**
厳しい経営環境にある中小企業者を資金面で支援するため、府及び京都市が金融機関と連携しながら、中小企業融資制度の一層の充実を図り、中小企業者の経営の安定・強化を支援
- ⑤ **中小企業総合応援事業費（中小企業知恵の経営ステップアップ事業費）【継続】120,000千円**
中小企業応援隊による企業の成長ステージに応じたきめ細やかな支援を通じ、中小企業のさらなる成長を支援
- ⑥ **「企業の森・産学の森」事業費【継続】455,800千円**
多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、新しいビジネスを創出する企業グループ等の形成により、新たな産業文化を創生
- ⑦ **中小企業共同型ものづくり支援事業費【継続】150,000千円**
IoT技術を駆使して「情報の共有化」、「工作機械の共有化」、その組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進するため、その取組を計画策定段階から実施段階まで一貫支援
- ⑧ **次世代地域産業推進事業費【継続】50,000千円**
iPS、AI等、最先端技術分野において、国の研究機関や大学、中小企業等が参画する産学公プロジェクトを育成し、オープンイノベーションの更なる推進により、新産業の創出を促進
- ⑨ **京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【継続】454,750千円**
事業計画段階から本格展開までを一貫支援するパッケージ型の支援制度を展開することで、地域経済を牽引する企業を育成
- ⑩ **小規模製造業設備投資等支援事業費【継続】100,000千円**
小規模企業の製造現場で発生している人手不足等に起因する生産上の課題を解決する取組を支援
- ⑪ **京都クロスメディアパーク整備事業費【継続】77,400千円**
産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等の事業を総合的に展開
- ⑫ **北部産業活性化推進事業費【継続】104,400千円**
北部産業創造センター及び丹後・知恵のものづくりパークを核に、北部地域における中小企業の技術の高度化やものづくり人材の育成、新分野展開に向けた取組等を支援
- ⑬ **丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業費【継続】43,158千円**
府北部地域におけるものづくり産業の支援を担う中核拠点「丹後・ものづくりパーク」の機能を強化し、地域の課題である製造業の人材育成等を推進
- ⑭ **中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】40,000千円（再掲）**
円滑な事業継続・事業承継を支援するため、後継者候補となる中核人材の確保から、親族承継のみならず、第三者承継など、多様な事業承継パターンに対応した支援を実施

- ⑮ AI・IoT活用型ソリューション推進事業費【新規】5,000千円（再掲）
観光、健康、環境、農業、建設等、様々な分野での課題解決プロジェクトを組成し、政策課題の解決並びにAI・IoT等の先端技術の普及・活用を推進
- ⑯ 伝統産業統合支援事業費【継続】84,000千円
伝統産業の生産基盤を支えるため、設備類の新設・改修及び道具類の確保等を支援
- ⑰ 匠の公共事業費【継続】36,300千円
和装・伝統産業の基盤づくり（ひとづくり、仕事づくり、環境づくり）を推進
- ⑱ 次世代職人育成事業費【継続】160,445千円
伝統産業の若手職人を育成するため、新たなものづくりが生まれる京都職人工房の運営、商品開発、生産設備の整備及び国内外の販路開拓まで一貫支援
- ⑲ 国際アート市場形成事業費【一部新規】139,200千円（再掲）
日本のアート、クラフトなどものづくりのメッカである京都の特徴を活かし、ICOM参加者や訪日外国人観光客等もターゲットに、国際的なアート&クラフトイベントの開催を通して、新たな市場開拓や世界市場に向けたPRを実施
- ⑳ 京都産業立地促進事業費【継続】1,805,187千円
「京都府企業立地促進条例（略称）」等に基づく税の特例措置や低利融資制度と併せ、本補助制度の活用により、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域産業の集積を支援
- ㉑ 京都舞鶴港日本海側拠点機能推進事業費【継続】306,614千円（再掲）
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路の拡充、国際フェリー航路の利用促進、外航クルーズ船の誘致及びターミナル機能の向上に向けた事業を推進
- ㉒ 「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】67,559千円（再掲）
ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを推進
- ㉓ けいはんな「スマート京都」推進事業費【一部新規】117,280千円
けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開

■ 人材確保・育成関係

- ㉔ 子育てに優しい職場づくり事業費【一部新規】132,000千円（再掲）
子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進
- ㉕ 未来を担う中小企業人財確保事業費【一部新規】127,043千円（再掲）
首都圏在住者向けにUIJターン支援窓口を設置し、首都圏から府内企業へ就職・移住した者に支援金を給付
- ㉖ 人が輝く京都企業づくり推進事業費【新規】181,990千円（再掲）
「京都中小企業人材確保・多様な働き方推進センター」を設置し、府内企業の人材確保に向けたコンサルティング機能の強化や企業の採用力の向上を支援
- ㉗ 京都ジョブパーク推進費【継続】349,766千円
京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供
- ㉘ 障害者雇用サポート強化事業費【継続】263,753千円
共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援の推進に加え、企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を実施
- ㉙ 働き方安心社会実現事業費【継続】26,560千円
人手不足に対応するため、中小企業の就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、

採用・定着支援まで一貫した支援を実施し、人材確保対策を強化

- ③⑩ 就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】30,000千円
中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援
- ③⑪ 若者就職・定着総合応援事業費【継続】65,000千円
「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、就職の難しい若者等を対象とした人づくりを推進

■ 観光関係

- ③⑫ 「京都観光交流圏」形成・拡大事業費【新規】599,500千円（再掲）
「京都府観光総合戦略」の着実な実現を図るため、地域観光コンテンツの充実とそれらを支える基盤整備を重点的に実施
- ③⑬ サイクルツーリズム推進事業費【継続】3,000千円
今年度で開催されるサイクリングイベント参加者に対するおもてなし事業を実施し、府域への誘客、地域の活性化を推進
- ③⑭ 無形文化遺産「和食」発信事業費【継続】24,000千円
「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録を契機に、和食文化を保護し、次の世代に継承するとともに、京都の食文化の魅力を発信し、観光誘客や産業振興を促進
- ③⑮ 京の七夕事業費【継続】24,200千円
旧暦の七夕にちなみ、平和や環境保全の願いを発信する京都ならではの新しい「七夕」事業をオール京都で実施し、夏の夜観光として多くの観光客を迎え、京都の観光振興を促進
- ③⑯ 京都・花灯路推進事業費【継続】16,000千円
京都の歴史的文化遺産をつなぐルートを風情ある灯りで演出し、寺院・神社における夜間拝観等とタイアップしたスケールの大きな夜の観光イベントを、府市民等の参加のもと実施
- ③⑰ 鴨川納涼事業費【継続】14,800千円
鴨川美化啓発活動として昭和44年より開催され、京の夏の風物詩として定着した「鴨川納涼」を、河川愛護、環境保全の啓発及び観光誘客事業として実施
- ③⑱ 「京の七夕」・「京都・花灯路」連携府域周遊事業費【新規】10,000千円（再掲）
「京の七夕」及び「京都・花灯路」と連携・連動した事業を府域で展開し、府域への周遊観光を促進
- ③⑲ 京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】170,305千円（再掲）
世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」というテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進
- ④① 「もうひとつの京都」観光PR事業費【一部新規】14,838千円
ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向け、増加が続く観光客を「もうひとつの京都」へ呼び込むため、情報発信の強化、受入環境の整備を推進
- ④② インバウンド対策強化事業費【一部新規】109,397千円
急増する外国人観光客を地域に呼び込み、その旺盛な消費を府内の隅々にまで行き渡らせることで、観光消費拡大による地方創生を実現
- ④③ 観光と文化をテーマとした国際会議開催費【新規】30,000千円
各国の観光・文化行政に携わる大臣をはじめとする関係者が一堂に会する国連主催の「観光と文化をテーマとした国際会議」の開催を支援することにより、京都の魅力を世界に発信

IV 参考

1 商工労働観光部の所管条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則（第1条～第3条）

■ 目的（第1条）

中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。

■ 中小企業の振興のための基本方針（第2条）

中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施

- ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策
- ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策
- ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策
- ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策

■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援（第3条）

関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援

第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継（第4条～第6条）

- 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条）
- 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条）
- 中小企業が取り扱う業務情報の安全管理等に対する支援（第5条の2）
- 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）

第3章 中小企業の成長発展の促進

第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援（第7条～第12条）

- 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等

- ◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合
- ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定）
- ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等
- ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定

- 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減）
- 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施

第2節 創業等の促進のための事業環境の整備（第13条）

- 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援等の実施

第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進（第14条・第15条）

- 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施
- 知恵の経営の支援

第5章 中小企業を支える人材の育成等（第16条・第17条）

- 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施
- 表彰

第6章 雑則（第18条～第19条）

- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

- 平成19年4月1日施行
- 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、平成34年3月31日限りで失効
- 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例をする。

第1章 総則（第1条～第5条）

■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進する。

- (1) ひとつづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

■ 責務等

【府】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

【府民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

第4章 雑則（第19条）

規則委任

附 則

平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

第1章 総則（第1条・第2条）

■ 目的

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業）の集積を促進

■ 基本方針

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業の立地促進、安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進（第3条～第9条）

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）

第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進（第10条～第11条）

- 特定産業集積促進計画の策定
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

第4章 雑則（第12条）

- 規則委任

附 則

- 平成14年4月1日施行
- 平成34年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則（第1条～第6条）

■ **目的**

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ **責務**

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働

若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ **実施方針**

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、
基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要
(健康福祉部と共管)

■ 目的(第1条)

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義(第2条)

■ 届出住宅の届出番号等の公表(第3条)

■ 衛生措置の基準(第4条)

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等(第5条)

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限(第6条)

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等(幼保～高)周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務(第7条)

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例(第8条)

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策(第9条)

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言(第10条)

■ 適用除外(第11条)

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任(第12条)

附 則

平成30年6月15日施行。(一部、平成30年3月15日施行。)

2 商工労働観光部所管の主なアクションプラン

名 称	主 な 内 容
京都府就業支援・人材確保計画	雇用情勢の変化を踏まえ、中小企業等における人材確保・定着や若者の正規雇用の確保に向けオール京都での人手不足対策を強化し、京都ジョブパークのあり方や国との新たな連携方策、長時間労働の是正等による就労環境の改善、人材育成、多様な働き手の支援等の施策を推進
京都府障害者雇用促進・定着支援計画 ～はあとふるプラン～	平成30年の法定雇用率の見直しや精神障害者の雇用率算入を踏まえ、各企業に応じたオーダーメイドの支援など「京都障害者雇用企業サポートセンター」の機能強化による障害者雇用実現の早期化、はあとふる認証企業のメリット拡大など認証制度の活用・充実、農福連携による地域産業の担い手育成等の施策を推進
戦略的な企業立地促進プラン	近年の経済情勢や地方創生の動向等を踏まえ、京都の強みを活かせる産業の誘致・集積を促進させ、更なる地域経済の活性化と雇用の安定・創出を図るため、立地環境や企業ニーズの変化に応じた立地支援策の見直しを行うとともに、新たな用地確保方策、人材確保支援策等を推進

